

6 今後の改善方策

今回の事故を教訓に、二度とこのような事故が起きないようにする必要がある。事故を生じさせた原因、背景は、建築工事に限らず公共工事全般に共通する部分も多く、発注から検査までに至る一連のプロセスのなかで所要の改善策を講じていく必要がある。庁内に関係部局職員を中心に検討組織を立ち上げ、改善策をとりまとめていく。早急に取り組む必要があると考えるものを以下に示す。

6.1 プロジェクト管理と体制整備

調査委員会は、発注者である県は、設計、工事監理、施工の適切な遂行に必要な期間や資源を確保し、さらに、設計者、工事監理者、施工者間の共同体制の構築が容易である発注形態を取る必要がある。それでも問題が生じる可能性のある場合には、関係者会議や第三者を加えた関係者会議を積極的に開き、その問題を未然に処理するよう調整すべきであるとしている。

本事業のように、限定された場所、集中した期間で建築工事が行われる場合、円滑に各工事が進められるように、適切にプロジェクトを管理することが重要である。

県は、大規模、特殊な事業に関して、必要に応じ、事業全体を管理する総合プロデューサーを選定し管理を委託する仕組みを作ることを検討する必要がある。

6.2 難しい構造物への対応

調査委員会は、県は自ら公共建築物の安全の確認を行うことから、建築物の構造等が複雑で特殊な場合には、必要であれば専門家の意見を聴取する等により発注の成果の妥当性を確認すべきであるとしている。

県は、責任の持てる技術組織の下で、設計、工事監理を行うとともに、設計・工事監理の途上においても、専門家を含む検討会等で、安全性に関する確認が行える体制の確立について検討を進める必要がある。

6.3 適切な発注形態の確保

調査委員会は、建築物の構造等が複雑で特殊な場合には、十分な技術力を持った設計者や施工者に発注するとともに、その構造設計者が工事監理するように発注すべきであるとしている。また、設計、工事監理、施工の適切な遂行に必要な期間や資源を確保し、さらに、設計者、工事監理者、施工者間の共同体制の構築が容易である発注形態を取る必要があるとしている。

県は、事業を行う上で必要な期間や人員を適正に確保するよう一層努めるとともに、事業の難易度や専門性に対応した発注を適切に行っていくことが徹底されるよう、専門家による検討体制の確立を検討する必要がある。